

第二百一回国会 院 財務金融委員会 議 録 第 六 号

令和二年二月二十八日(金曜日)

午後零時五十分開議

出席委員

委員長 田中 良生君
理事 あかま二郎君 理事 井林 辰憲君
理事 うへの賢一郎君 理事 津島 淳君
理事 藤丸 敏君 理事 末松 義規君
理事 古本伸一郎君 理事 伊佐 進一君
穴見 陽一君 理事 井上 貴博君
石崎 徹君 今枝宗一郎君
勝俣 孝明君 門山 宏哲君
小泉 龍司君 高村 正大君
園場幸之助君 鈴木 隼人君
田野瀬太道君 高木 啓君
武井 俊輔君 辻 清人君
古川 慎久君 本田 太郎君
牧島かれん君 宮澤 博行君
宗清 皇一君 山田 賢司君
山田 美樹君 海江田万里君
岸本 周平君 櫻井 周君
階 猛君 野田 佳彦君
日吉 雄太君 森田 俊和君
石井 啓一君 清水 忠史君
青山 雅幸君 串田 誠一君

内閣総理大臣 安倍 晋三君
財務大臣 麻生 太郎君
国務大臣 (金融担当) 遠山 清彦君
財務副大臣 井上 貴博君
財務大臣政務官 増島 稔君
政府参考人 (内閣府政策統括官) 中島 淳一君
政府参考人 (金融庁企画市場局長) 栗田 照久君
政府参考人 (金融庁監督局長)

政府参考人 (カジノ管理委員会事務局 堀 誠司君
監督調査部長)
政府参考人 (財務省大臣官房長) 茶谷 栄治君
政府参考人 (財務省大臣官房公文書監 上羅 豪君
理官)
政府参考人 (財務省大臣官房公文書監 上羅 豪君
理官)
政府参考人 (財務省主税局長) 矢野 康治君
政府参考人 (国税庁次長) 田島 淳志君
政府参考人 (文部科学省大臣官房審議 玉上 晃君
官)
政府参考人 (厚生労働省大臣官房生活 浅沼 一成君
衛生・食品安全審議官)
政府参考人 (厚生労働省大臣官房高 達谷箱庸野君
齢・障害者雇用開発審議 官)
政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議 本多 則惠君
官)
政府参考人 (中小企業庁事業環境部長) 奈須野 太君
財務金融委員会専門員 齋藤 育子君

委員の異動

二月二十八日

補欠選任 武井 俊輔君 高木 啓君

同日 高木 啓君 補欠選任 武井 俊輔君

二月二十八日

消費税率5%への引下げに関する請願(赤嶺政 賢君紹介)(第一号)
同(笠井亮君紹介)(第二号)

同(穀田恵二君紹介)(第三号)
同(志位和夫君紹介)(第四号)
同(清水忠史君紹介)(第五号)
同(塩川鉄也君紹介)(第六号)
同(田村貴昭君紹介)(第七号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第八号)
同(畑野君枝君紹介)(第九号)
同(藤野保史君紹介)(第一〇号)
同(宮本徹君紹介)(第一一号)
同(本村伸子君紹介)(第一二号)
同(白石洋一君紹介)(第七五号)
所得税法第五十六条の廃止に関する請願(小沢 一郎君紹介)(第二三号)

消費税率を5%に引き下げ、複数税率・インボ イス制度の即時廃止を求めるとに関する請願 (白石洋一君紹介)(第七三三号)
同(矢上雅義君紹介)(第七四号)
は本委員会に付託された。

二月二十六日

基礎的財政収支黒字化目標の撤廃を求めると に関する陳情書(宇都宮市川田町一〇八四の一 〇 及川裕之)(第七〇号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出 第三号)

○田中委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、所得税法等の一部を改正する法律案 を議題といたします。
この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣 府政策統括官増島稔君、金融庁企画市場局長中島 淳一君、監督局長栗田照久君、カジノ管理委員会 事務局監督調査部長堀誠司君、財務省大臣官房長 茶谷栄治君、大臣官房公文書監理官上羅豪君、主 税局長矢野康治君、国税庁次長田島淳志君、文部 科学省大臣官房審議官玉上晃君、厚生労働省大臣 官房生活衛生・食品安全審議官浅沼一成君、大臣 官房高齢・障害者雇用開発審議官達谷箱庸野君、 大臣官房審議官本多則惠君、中小企業庁事業環境 部長奈須野太君の出席を求め、説明を聴取いたし たいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、 そのように決しました。

○田中委員長 質疑の申出がありますので、順次 これを許します。海江田万里君。
○海江田委員 立憲民主・国民・社保、そして無 所属フォーラムの海江田万里です。
時間が十五分と限られておりますが、やはり、 きのうからきょうにかけて、新型コロナウィルス の問題、新たな局面を迎えておりますので、最初 にそれだけ一つ質問をさせていただきたいと思っ ます。

先ほどの予算委員会では、これは麻生大臣もお出 になっていて、私も野党から出されました組み 替えの動議、これが否決をされたところでありま す。これは国会が決めたことでありますから、そ のとおりだろうと思いますが、そうなりますと、 やはりこの緊急の新型コロナウィルスの対策につ いて、特に、きのうの夕刻には全国の小中高校の 春休みまでの休業、休校ということの要請を総理 がされました。それによっていろいろなやはり混 乱も起きているかと思えます。

る所得に係る適正な申告の確保という点は指摘をされているところであります。

具体的には、カジノから生じる所得に係る適正な申告に向けた納税環境の整備というものにつきましては、これは、いわゆる国内外のギャンブル課税の状況、ほかの国でやっておるところが異なりますのでその状況とか、今後制定をされるであろうカジノ管理委員会規則等において、詳細な規則の具体化等々の状況を踏まえまして、事業者の業務負担などを踏まえまして検討をするということになるんだと思っております。

いずれにしても、こういった点や、カジノの具体的ないわゆる制度設計というものを踏まえて検討していくということになるかと存じます。

○階委員 これは税収という面でも大きな話として、国会の議論の中では、GGRは七、八千億、国内三カ所IRをつくと七、八千億になるんじゃないかと馬淵委員から質問の中で指摘があり、そして、赤羽国交大臣からもそれほど外れた数字ではない旨の答弁があったという経緯もあります。そういう中で、このGGRを適切に把握しないと、顧客への適正な課税だけではなくて、事業者への適正な課税という観点からも問題があるのではないかと思います。

したがって、顧客それぞれの勝ちと負けの差額を正確に把握し、それを足し上げてGGRを把握する、そして事業者の方も適正な課税を履行していく、これをぜひやっていただきたいんですが、最後に財務大臣に伺います。

○麻生国務大臣 これはちょっと、この業界のことに詳しくありませんので。

カジノから出ます、生ずる所得というのを含めまして、所得が発生する場合には適正に課税するということは、これは極めて基本中の基本なんだと思うんですけれども、それにしても、これは逆に赤字の場合もありますから、多分、ばくち場は潰れているところもありますので……(階委員)「事業者の話なんです」と呼ぶそうです。だから、事業者の中で潰れているところもありますので。

具体的には、その対応について、今後定められるであろうカジノの具体的な制度設計というのを踏まえてこれは検討させていただくことになるんだと思えますけれども。

これはいろいろな意味で、競輪、競馬等々、あれは稼いだ人は税金を払わないかぬことになっておるんですわな、たしか。払っている人、競馬でもうけて税金を払ったなんて人を俺は聞いたことがないのであれですけれども。そういった意味では、この設計のやり方というのはなかなか難しいところだろうなという感じはします。

○階委員 質問は終わりますけれども、IR整備法の目的規定、第一条の最後に、「財政の改善に資することを目的とする。」とあるわけで、このGGRの把握をきちっとするかどうかはつきりしない時点で、もうIR整備を推進していくんだということはあり得ないと思えますし、予算委員会でも指摘されたとおり、カジノ管理委員会関連の予算というものは必要がないということを申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございます。

○田中委員長 次に、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史でございます。所得税法等の一部を改定する法律案について質問いたします。

何分限られた時間でございますので、政府参考人におかれましては簡潔な答弁をお願いしたいと思います。

非婚、離婚、死別の区別なくひとり親控除が受けられることになったのは前進ですが、収入がそもそも低くて、新設の控除を利用できない世帯がいると思うんです。

今回の改正で、控除を利用できる非婚の一人親世帯数、また、所得が少な過ぎて活用できない非婚の一人親世帯数、それぞれ教えてください。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

新たに控除の対象となる世帯数が約六万、新たな制度で適用にならない世帯が四万ないし五万程

度と考えております。

○清水委員 つまり、四万人から五万人が課税最低限以下のためにこの制度を受けられない。例えば、十七歳と十二歳の子を持つ母親の課税最低限は給与収入二百三十四万五千四百五十五円であります。

配付資料の一をごらんください。

総務省が実施した二〇一四年全国消費実態調査でこれは明らかになったんですが、母子世帯の平均実収入と支出の図でございます。

この図の勤め先収入を見ますと、先ほどの子供二人の家族構成でいいますと、これは課税最低限以下となります。つまり、創設されるひとり親控除が適用されない、活用できないという世帯収入であります。支出は実収入よりも多いんですね。可処分所得は十八万九千五百二十円、消費支出は十九万四千四百四十四円、つまり赤字になっているわけです。生活にゆとりがなく、貯蓄など全くできません。これは消費税率が八%のときの数字なんです。今、一〇%です。

一般論として財務省に伺いますが、可処分所得がふえない世帯では、消費税が増税された分、消費を抑え込まなければ更に赤字が拡大していくということ間違いありませんか。

○矢野政府参考人 消費税がどう家計に影響するかということになりますと、消費税だけを捉えれば今委員が御指摘したようなことになってくるかと存じますけれども、社会保障と税の一体改革という形で五%から八%、一〇%という形をとりましたので、消費税自体は負担としてのしかかってくる部分があることは否定できませんけれども、一方で、給付面あるいは軽減税率等々で恩恵が及ぶ部分ということもございますので、あわせて考えていく必要があると存じます。

特に、消費税は低所得者向けあるいは子育て世帯向けの社会保障に主として充てられるということになっておりますので、そのあたりを総合的に勘案していただく必要があると存じます。

○清水委員 いろいろ言われましたけれども、そ

れを講じてなお赤字なんです。赤字なんです。赤字なんです。

いろいろな子育て施策をやってきたと言いますけれども、幼稚園だとか保育園の無償化と言いますけれども、もともと住民税非課税世帯でいうと、新たに給食費の負担がふえて、むしろ困っているんです。

配付資料の二をごらんください。

これは、同じ調査から、母子家庭の収入及び支出の推移をあらわしたものであります。

消費税率導入時から三十年間の推移を見れば、母子家庭の驚くべき実態がわかります。母子家庭の実収入の増加額は三十年で九千八百九十一円と、一万円に達しません。その間に消費税率は税率が今矢野さん言われたように五パー、八パー、一〇パーと上がって、今や消費税負担が九千二百四十二円ふえてしまっているわけでありまして、つまり、三十年間でふえた収入分が九千消費税の負担に消えたというのが実態だと思えます。

負担能力を超えて課税する消費税が低所得者には非常に重くのしかかっている、この実態を財務省は認識していますか。

○矢野政府参考人 母子家庭については、かつて母子加算を見直すといったようなこともございましたし、それについて厳し過ぎるじゃないかという御議論があつて、それを見直すというふうな経緯もございました。もう十数年来にわたつて、母子家庭がいかに厳しい状況に置かれているかという議論はさんざんやってまいりましたので、計数も含めまして認識をしているつもりでございます。

今回の改正におきまして、未婚の一人親のこともございませぬけれども、予算面で、児童扶養手当について、第二子以降を倍額にするといったようなこともございませぬと存じます。

今委員も御指摘になりましたけれども、幼児教育の無償化ですとか高等教育の無償化、それから国民健康保険料の保険料軽減の拡充といったこともあわせてやらせていただいておりますので、そ

のあたりも総合的に見ていただきたいと存じます。

○清水委員 先日も指摘したんですけれども、矢野康治主税局長が書かれた著書にはこのようにあるんですね。負担を超えた受益をむさぼり続ければ、やがて思わぬ不利益がもたらされることもまた万古不易の事実です、かつて栄華をきわめたあのローマ帝国も、ローマ市民への行き過ぎた大盤振る舞いによって財政破綻を来し、外敵の手によってではなく、みずからの失政によって自滅しましたと書かれています。

生活が困窮する母子家庭では、消費税が増税された分、生活費を切り詰め、二人から三人の子育てをするためにダブルワークをしているんです。受益をむさぼり続ければやがて思わぬ不利益がもたらされると、必死で生きている母子家庭に、矢野さん、今でもあなたは言えますか。

○矢野政府参考人 私が書かせていただいた内容は、母子家庭のことを書いたわけではなくて、日本全体のことを書かせていただきました。

日本全体につきましては、それは本は十五年前のものですけれども、今もなおそうですけれども、受益している社会保障その他行政サービスに対して、その対価たる保険料と税、特に税の世界は足らず前が生じております。そういう意味では、受益と負担がアンバランスな状態。なお、しかも、今、経済的にはいろいろございますけれども、完全雇用が実質的に満たされているような、そんな状況でありながら足らず前があるという構造的な財政赤字、財政というあれですけれども、受益と負担のアンバランスがございます。

そこは直していかないと、先々、結局それは誰かが、天から降ってくるわけではなくて、結局将来世代が負担することになるので、その部分は真剣に考えなければいけませんということを書いております。どこかの家庭に払わせろということを書いておりません。

○清水委員 受益と負担のことを考えるんだから、大もうけしている大企業にちゃんと税負担し

てもらおうということをしなければならぬんです。あなたの本を読みましたが、法人税を適正に課税するということはどこにも書いてないんですよ。

最後に、麻生大臣に質問します。
近年の税制改正で安倍政権は成長志向の法人税改革というものを進めてまいりましたが、大企業の利益はどんどん膨れ上がっても、税負担はふえない法人税体系になっている。これはこの間議論してきました。一方で、今私が紹介した母子家庭のように、収入はふえていないのに消費税の増税によって税負担がどんどんふえているという貧困層がいるわけですよ。今、不公平な税制構造となっているんじゃないか。

このことについて、麻生財務大臣の見識を伺います。

○麻生国務大臣 今、まず最初の母子家庭の話は、これはもう給付と負担の話であって、消費税が上がって、その上がった分の過半の部分が低所得者層向けの、いわゆる母子家庭等々、低所得者等に与えられる給付、例えば、学校は無償化するとか、保育は無償化するとか、あるいは保険がとかいった話になる。いわゆる負担の話と給付の話。負担の話だけされてもそれは議論としてはなかなか話が合わなくなってくるんだと思っております。

それから、二つ目の、今、企業の話ですけれども、これは私どもとしては、企業というのは国際競争をしておりますので、そういった意味では、いろいろな意味で私どもは国際競争の面も考えなきゃいけないので、少なくとも先進国の中で最も高かった法人税ですから、それはよくわかりるところだと思えますけれどもね。法人税が一番高かったんですよ。

そういった意味では、企業がどんどん本社を海外に移していくという時代になったりしてしましたので、私どもといたしましては、対応ということを考えていただいで、少なくとも財源というものをしっかりさせていただきながら、少なく

ともネット減税にはなっておらぬ。

ふえているじゃないかというふえているかなりの部分は、海外で稼いでいる金の配当課税。海外で払った税金、払い済みの利益を日本に送金した場合は、日本ではネットで利益になっても、それは課税の対象外。二重課税というものはやらない、これはもう世界の共通ルールになっておりますので、その部分が極めて大きいという時代代どいうのが一番大きな理由ではないか。

これはちよつと時間が長い、もうちよつと分析すればもう延々としゃべれますけれども、そんなわけで、それほど期待されてもいないだろうから。

○清水委員 私も時間があれば議論したいところですよ。外国子会社からの配当益金等不算人については、この間も議論しましたけれども、現地の国の法人税が日本の税率より低い場合、その分課税されないんですから、やはりそれは優遇なんですよ。

それから、受益と負担の話で言われましたけれども、それだったら、もうかっている大企業にちゃんと税金を納めてもらう税の仕組みをつくらべきです。

最後に言います。
アベノミクスの失敗によって、貧困と格差はどんどん広がっていると思えます。苦しい思いをしているのは一人親世帯です。

不公平税制を正し、消費税率は5%に減税することを求めて、私の質問を終わります。

○田中委員長 次に、青山雅幸君。

○青山雅幸委員 日本維新の会・無所属の会、青山雅幸でございます。

本日も、貴重な時間、質疑させていただきまして、ありがとうございます。

まず、前回に引き続きまして感染症対策についてお伺いをさせていただきます。

過去を振り返りますと、SARS、新型インフルエンザ、そしてMERS、この十年、十五年くらいの間にはやはり同様の新しい感染症が発生しま

して、日本でも大変な心配がなされたところがございます。

私、非常によく記憶しておりますのが、新型インフルエンザのときに、やはり非常に、メキシコで当時致死率が高いとかいうようなお話もございましたし、感染者が日本にも出たということ、大変な騒ぎになったことをよく覚えております。その際にはインフルエンザワクチンが緊急に輸入されたりもしたわけですが、結局、それは使われなまま、たしか九百億円程度だったと思えますけれども、大変な無駄が生じた。

今回も、本当に皆さん必死になって御努力されている。それは本当に、私、敬意を持って拝見させていただいておられますけれども、万全が期されているかというところ、必ずしもそうではない部分はどうしても見受けられる。その背景にあるのは、やはり日本に感染症対策の専門的な組織がないからではないかというふうに思っております。

したがって、今回の問題もそうですけれども、今後、同様に感染率が高くそして致死率も高くて高い、例えばスペイン風邪、全世界で、一九一八年ごろだったと思えますけれども、五千万から一億人が死亡したと言われております。当時、十八億人の人口のときですから、大変な死者が出たわけですね。そういったことで、やはりそれに備えることを一刻も早く始めた方がいいのではないかとこの観点から、きょうも引き続き質問させていただきます。

まず、政府にお伺いしますけれども、マスクであるとか手指の消毒液、こういったものの国家的備蓄が医療向けあるいは一般家庭向けで何かなされておるんでしょうか。

○浅沼政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘の、マスクあるいは手指の消毒液等につきましては国あるいは自治体等の行政機関あるいは家庭用の備蓄量につきましては、厚生労働省としては把握しておらないところでございます。しかしながら、先ほど委員御指摘のございま